



手続き・申請

児童扶養手当をご存知ですか？
 伊奈庁舎(こども福祉課) ☎ 58・2111 (内線4204)

母子・父子家庭の方へ

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を育てている家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当です。この手当は申請しなければ支給されませんのでご注意ください。

■支給要件(受給者資格)

次の①～⑨のいずれかに当てはまる「児童」を保護者として生活の面倒を見ており、かつ、生計を同じくする父、両親にかわってその児童を養育している方が手当を受けられます。

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障がいの状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母に一年以上連絡がとれず、父母が養育を放棄している児童
- ⑥ 父または母が一年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻せずに生まれた児童

■手当の額(平成30年度)

子どもが1人の場合	全部支給	42,500円
	一部支給※	42,490円～10,030円
子どもが2人目の加算額	全部支給	10,040円
	一部支給※	10,030円～5,020円
子どもが3人目以降の加算額(1人につき)	全部支給	6,020円
	一部支給※	6,010円～3,010円

※一部支給額は所得に応じて決定します。

- ⑧ 母が児童を妊娠した当時の事情が不明である児童
- ⑨ 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童

●児童とは

0歳から18歳に達した日以降、最初の3月31日(18歳の年度末)までの方をいいます。ただし、心身におおむね中程度の障がいがある場合は、20歳未満までとなります。受給者・児童ともに国籍は問いません。また、配偶者(婚姻の届出を

せずに事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む)と生計同一であるときや、日本国内に住所がないときには支給されません。

受給者が公的年金を受給している場合で、年金額が児童扶養手当額より少ないとき、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

■手当の支給

児童扶養手当の金額は、受給資格者本人と、受給資格者と生計同一の扶養義務者(親族)の所得金額に応じて、手当の全部が支給される場合と手当の一部のみが支給される場合があります。所得額により、全部が支給停止となる場合もあります。詳細についてはこども福祉課までお問い合わせください。

■手当の支払い

手当は、認定請求した月の翌月分から支給されます。今までは、4月、8月、12月が支払月でしたが、2019年11月の支給から、支払月が4月、8月、11月に変更となります。また、2020年からの支払月は、1月、3月、5月、7月、9月、11月となります。

■現況届は毎年8月に

手当を引き続き受けるためには、毎年8月に現況届の提出が必要です。



お知らせ

取手つくば線バイパスが開通します
 茨城県土木事務所道路整備第一課 ☎ 029・822・4343

**2月21日(木)午後3時開通
 旧橋は通行止めに**

県道取手つくば線バイパス(谷井田大橋を含む約500m区間)が2月21日(木)午後3時に開通します。

バイパス開通に合わせて、中通川の河川改修工事に伴う旧橋撤去を行うため、旧橋(大橋)は2月21日(木)午後3時以降全面通行止めになります。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

■開通する区間の周辺地図

